



新潟県公報

平成 27 年
4 月24日(金)
第2675号

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部改正…………… 359
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る介護補償の額を定める告示の一部改正…………… 360
- 森林法第189条の規定に基づく告示 …………… 360
- 地籍調査事業計画の決定…………… 365
- 土地改良区定款変更の認可…………… 365
- 県営土地改良事業計画の決定…………… 366
- 道路の区域の変更…………… 366
- 道路の供用開始…………… 367

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請…………… 367
- 平成27年度狩猟免許試験の実施…………… 368
- 平成27年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施…………… 370
- 新潟県労働委員会委員候補者の推薦…………… 373
- 土地改良区役員の退就任…………… 373
- 土地改良区連合役員の退就任…………… 375
- 基本測量の実施…………… 376
- 公共測量の終了…………… 377
- 同…………… 377
- 同…………… 377
- 新潟県収入証紙売りさばき場所の変更…………… 377

教育委員会

- 平成28年度新潟県中学校入学者選考要項…………… 378
- 平成28年度新潟県立高等学校入学者選抜要項…………… 378

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）…………… 381

告 示

新潟県告示第1266号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成四年新潟県告示第四百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月二十四日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十七年四月二十四日

新潟県知事 福田 富一

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、四七五円	一三、〇〇五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	一三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三二円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

栃木県告示第二百七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る介護補償の額を定める告示（平成九年栃木県告示第 三百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月二十四日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十七年四月二十四日

栃木県知事 福田 富 一

表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百五十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

（職員総務課）

栃木県告示第208号

平成27年 1月20日付け栃木県告示第14号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和 26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者に通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成27年 4月24日

栃木県知事 福田 富 一

氏 名	住 所	関係市役所
伴久一	日光市湯西川597	日光市役所
阿部友吉	同 同 716	同
阿部悟	同 同 759	同
阿部源次	同 同 26	同
関口次郎	宇都宮市山本2-4-2	同
檜山卓史	東京都世田谷区奥沢3-29-9	同
大類辰夫	日光市湯西川727-1	同

齋藤雅之	日光市湯西川1231	日光市役所
泉勇一	同 同 791	同
君島よし	同 同 249	同
伴金治	栃木市富士見町3-13	同
大類主枝	日光市湯西川1240	同
山口頼次	同 同 1413	同
山口加十郎	同 同 1235	同
大類初一	同 同 1258	同
阿部浩	同 同 785	同
阿部豊	同 同 1004	同
山島有馬	同 同 1435	同
水口善衛	同 同 1424	同
山口辰三	同 同 1301	同
大類好行	同 同 1308-4	同
阿部藤雄	同 同 820	同
阿久津タイ	同 同 474	同
中山榮太郎	同 同 411	同
齋藤寅吉	同 同 405	同
阿久津武	同 同 403	同
阿久津友二	同 同 399	同
君島サツ	同 同 393-1	同
山氏一	同 同 387	同
山氏重男	同 同 345-1	同
阿久津葵	同 同 415	同
阿久津ツメヨ	同 同 412	同
高山修二	同 同 118-2	同
高山佳久	同 同 139	同
山口勝	同 同 204	同
中川啓次	同 同 206-2	同
中川良太郎	同 同 206	同
大島金次	同 同 209	同
大島光子	同 同 115	同
鶴羽好太郎	同 同 18	同
鶴羽時男	同 同 210	同
君島未吉	同 同 211	同
塩生彌之丞	同 同 215	同

高山克佳	日光市湯西川76	日光市役所
阿部勤	同 同 218	同
阿久津英一	同 同 219-1	同
高山スミ子	同 同 25-2	同
山口喜一	同 同 264	同
君島満	同 同 256	同
君島森夫	同 同 249	同
大井岩見	同 同 248	同
阿久津義則	同 同 250-3	同
阿部ミヨ	同 同 746	同
阿部誠	同 同 820	同
伴卓	同 同 712	同
阿部次子	同 同 721-4	同
伴操	同 同 794-2	同
泉清三	同 同 813	同
泉清	同 同 995	同
山口晟	同 同 213	同
大島トモ子	同 同 209	同
阿部棲	同 同 785	同
山口誠	神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷1-4-1	同
阿久津宏	日光市湯西川415	同
阿久津弥五郎	同 同 412	同
村上義一	同 同 393-1	同
齋藤藤一	同 同 405	同
山口美代藏	同 同 424-5	同
村上義一	福島県本宮市本宮北川原田54	同
加藤一郎	東京都練馬区早宮2-2-31	同
高山敦	日光市湯西川25-2	同
高山光二	同 同 同	同
鶴羽兼三	同 同 82	同
中川富士夫	同 同 16-1	同
山口修	同 久次良町61-721	同
大井たか子	同 湯西川248	同
山口フキ子	同 同 77	同
阿久津フミエ	同 同 403	同
宮崎維行	東京都足立区日ノ出町27番3-711号	同

東野禮子	東京都世田谷区深沢七丁目2-24 (深沢パークマンション602)	日光市役所
加藤敬子	川崎市高津区梶ヶ谷四丁目1-15	同
宮崎直榮	東京都杉並区下高井戸五丁目14-1	同
荒井忠	日光市湯西川175	同
山口光雄	同 同 77	同
大島恵一	埼玉県草加市旭町6-14-2-403	同
大島のぶ子	日光市湯西川115	同
阿部春吉	同 同 26	同
山口信吉	同 同 393	同
阿久津仙太	同 同 398	同
山口吉松	同 同 329-1	同
阿部初太郎	同 同 418-1	同
山越信一	同 日向1002-2	同
大島イト	同 森友666-2	同
田代準子	宇都宮市塙田町259	同
岩本明悦	埼玉県春日部市粕壁1216	同
阿部重雄	日光市湯西川820	同
大類卓也	同 同 766	同
渡辺光一	鹿沼市府所町192-1	同
加藤一郎	東京都板橋区板橋2-58-8	同
君島栄三郎	日光市湯西川211	同
伴文雄	同 同 62	同
能勢世津子	群馬県沼田市薄根町3593-1	同
君島ツチ	日光市西川108	同
君島包	同 湯西川569-201	同
山本種子	同 同 1033	同
齋藤政勝	今市市瀬尾226-2	同
齋藤サツ子	日光市西川252	同
山越ハル	同 同 291	同
朝日作市	同 同 296	同
赤羽一則	同 同 261	同
番場リウ子	同 同 250	同
朝日喜八郎	同 同 264	同
斎藤キヌ	今市市猪倉3392-78	同
楠重作	日光市西川258	同
長沼保	同 同 252	同

斎藤ヌエ	日光市西川415-89	日光市役所
君島貞次	同 同 89-1	同
君島昇	同 同 403	同
宇佐見キヨ	同 同 405	同
手塚カツ	同 湯西川287	同
山越金一	同 西川291	同
堀切ひとみ	宇都宮市針ヶ谷一丁目10-15	同
山本トリ	日光市西川406	同
宇佐見長命	同 同 405	同
君島宗平	同 同 403	同
赤羽ヂン	同 同 290	同
赤羽光夫	同 同 261	同
赤羽チヨミ	同 同 409	同
斎藤イン	同 同 111	同
斎藤季雄	同 同 256	同
君島包	同 同 85	同
荒井武次	同 同 252	同
福地松治	同 同 406	同
斎藤光浩	宮城県仙台市泉区歩坂町75-6	同
山越祥一	日光市西川291	同
赤羽チヨノ	同 同 253	同
山越始	同 同 291	同
赤羽順一	同 同 408	同
横地啓助	同 同 410	同
佐川安吉	同 同 287	同
斎藤亀太郎	同 同 406	同
大島速人	同 同 同	同
斎藤大治	同 同 199	同
赤羽扇雄	同 同 411	同
君島義男	同 同 89-1	同
赤羽丑一	同 大室287	同
高橋泰	同 中三依54-1	同
赤羽サヨ	同 西川115-28	同
(株) 商工ファンド	東京都中央区日本橋本石町三丁目2-4 (共同ビル)	同
大類定次	日光市湯西川30	同
阿部重次郎	同 同 34	同
北関東東芝家電販売(株)	宇都宮市東宿郷5-5-3	同

(森林整備課)

栃木県告示第209号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 4 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち屋板Ⅳ、東横田・上御田、中島Ⅰ、中島Ⅱ、中里原Ⅵ・金田Ⅲ、宝木Ⅲ・駒生Ⅲ、宝木Ⅳ・駒生Ⅳ、東谷Ⅰ・下横田Ⅰ、下反町・羽牛田及び下田原Ⅴ地区	平成27年 4 月13日から
佐野市	佐野市のうち植上Ⅰ地区	
日光市	日光市のうち中三依Ⅱ及び和泉Ⅳ地区	
小山市	小山市のうち羽川Ⅵ、粟宮Ⅰ及び粟宮Ⅱ地区	
大田原市	大田原市のうち大豆田Ⅱ・黒羽向町Ⅰ及び大豆田Ⅲ・黒羽向町Ⅱ地区	
矢板市	矢板市のうち土屋Ⅳ及び乙畑Ⅵ地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち三本木、沼野田和Ⅰ・木曾畑中及び下中野Ⅰ地区	
さくら市	さくら市のうち馬場Ⅰ、押上Ⅰ及び長久保Ⅰ地区	
那須烏山市	那須烏山市のうち大里Ⅰ、大里Ⅱ、大木須Ⅳ及び大木須Ⅴ地区	
下野市	下野市のうち小金井Ⅳ及び小金井Ⅴ地区	
上三川町	上三川町のうち磯岡Ⅱ・西汗Ⅰ、西汗Ⅱ、大山Ⅱ、三村Ⅰ、三村Ⅱ及び鞆堂Ⅰ地区	
益子町	益子町のうち大郷戸、山本Ⅰ及び山本Ⅱ地区	
茂木町	茂木町のうち山内Ⅳ、深沢Ⅰ及び町田・千本Ⅰ地区	
芳賀町	芳賀町のうち下高根沢4、下高根沢5、下高根沢6、下高根7、東水沼1、東水沼2、下高根沢東水沼1及び下高根沢東水沼2地区	
野木町	野木町のうち若林Ⅰ地区	
塩谷町	塩谷町のうち宿下・宿上Ⅰ地区	
高根沢町	高根沢町のうち太田Ⅱ、寺渡戸Ⅱ及び平田地区	
那須町	那須町のうち旧黒田、音羽町Ⅱ及び上川地区	
那珂川町	那珂川町のうち馬頭Ⅸ、馬頭Ⅹ、和見Ⅴ及び大内Ⅰ地区	

(農村振興課)

栃木県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年 4 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
国 分 寺 土 地 改 良 区	平成27年 4 月14日

栃木県告示第211号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成27年 4 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 立 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営馬頭中部地区土地改良（農業用排水路整備）事業	平成27年 4 月27日から 同年 5 月28日まで	平成27年 6 月12日	塩谷南那須農業振興事務所
県営馬頭中部地区土地改良（農道整備）事業	平成27年 4 月27日から 同年 5 月28日まで	平成27年 6 月12日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年 4 月24日から同年 5 月25日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮鹿沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
4	前	鹿沼市府中町字塚田393番地137地先から 鹿沼市府中町字塚田392番地44地先まで	20.2 ~ 20.5	15.3	
	後	鹿沼市府中町字塚田393番地137地先から 鹿沼市府中町字塚田392番地44地先まで	25.6 ~ 28.9	15.3	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 作原田沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

201	前	佐野市作原町字中大戸1418-1 から 佐野市作原町字下大戸1298-1 まで	3.8 ~ 13.4	431.9	
	後	佐野市作原町字中大戸1418-1 から 佐野市作原町字下大戸1298-1 まで	7.5 ~ 17.9	431.9	

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 仙波鍋山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
202	前	佐野市仙波町1500-5 から 佐野市仙波町1498まで	7.0 ~ 14.0	530.0	
	後	佐野市仙波町1500-5 から 佐野市仙波町1498まで	7.0 ~ 47.0	530.0	

栃木県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年4月24日から同年5月25日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 123 号	芳賀郡益子町大字大沢4472から 芳賀郡益子町大字大沢4461まで	平成27年 4 月24日
277	一 般 県 道 小 来 川 清 滝 線	日光市中小来川2935番 1 から 日光市中小来川2935番 2 まで	平成27年 4 月24日
297	一 般 県 道 山 本 下 大 羽 線	芳賀郡益子町大字上大羽797から 芳賀郡益子町大字上大羽2193-3 まで	平成27年 4 月24日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成27年 4 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代 表 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成27年 4 月13日	特定非営利活 同法人グルー	菅野 安子	栃木県塩谷郡高根沢町大 字花岡1503番地 3	この法人は、相互扶助の 精神に基づき、福祉意識	平成27年 6 月12日

	プたすけあい エプロン		の普及活動並びに非営利 有償在宅福祉サービスお よび介護保険事業・介護 予防居宅介護支援事業・ 介護予防居宅介護事業・ 介護予防デイサービス事 業・障害者自立支援法に 基づく居宅介護事業・指 定相談支援事業等を行う ことにより福祉地域の 向上並びに隣人同志が助 け合うコミュニティの創 造に寄与することを目的 とする。	
--	----------------	--	--	--

(県民文化課)

○平成27年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づき平成27年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成27年 4月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあつては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては20歳にそれぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(3)に該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

2 狩猟免許試験の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	試験を実施する 狩 猟 免 許 の 種 類	実施事務所
7月26日（日） 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	矢板森林 管理事務所
同 上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
同 上	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
8月23日（日） 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	網猟免許 わな猟免許	県東環境 森林事務所

			第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	
8月23日(日) 午前9時30分から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
10月25日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同上	県下都賀庁舎	栃木市神田町6-6	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
同上	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
12月9日(水) 午前9時30分から	鹿沼市栗野コミュニティセ ンター	鹿沼市口栗野1780	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
同上	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	わな猟免許 第一種銃猟免許	矢板森 林管理事務所

3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。
なお、技能試験は、適性及び知識試験に合格した者を対象とする。

試験科目	内 容
適性試験	1 視力についての適性試験 2 聴力についての適性試験 3 運動能力についての適性試験
技能試験	1 猟具の判別（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 2 猟具の架設（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 3 猟具の取扱い（網猟、わな猟免許を除く。） 4 鳥獣の判別 5 距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）
知識試験	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護管理に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

7 試験手数料

狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者 3,900円
- (2) (1)以外の者 5,200円

8 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼付したもの）を同封すること。

- (2) この試験についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

○平成27年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成27年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成27年9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成27年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

2 適性検査及び講習の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	実 施 事 務 所
5月26日（火） 午前9時から	大田原市湯津上支所	大田原市湯津上5-1081	県北環境森林事務所
5月27日（水） 午前9時から	大田原市湯津上支所	大田原市湯津上5-1081	県北環境森林事務所
6月2日（火） 午前9時から	那須塩原市厚崎公民館	那須塩原市上厚崎500-1	県北環境森林事務所
6月2日（火） 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
6月4日（木） 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月5日（金） 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月5日（金） 午前9時30分から	黒羽・川西地区公民館	大田原市黒羽田町848	県北環境森林事務所
6月7日（日） 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月9日（火） 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所

6月11日(木) 午前9時から	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	県北環境森林事務所
6月12日(金) 午前9時から	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	県北環境森林事務所
6月14日(日) 午前9時から	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	県北環境森林事務所
6月17日(水) 午前9時30分から	ゆめプラザ・那須	那須町寺子乙2566-1	県北環境森林事務所
6月17日(水) 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
6月24日(水) 午後1時30分から	真岡市青年女性会館	真岡市田町1344	県東環境森林事務所
6月26日(金) 午前9時から	那須塩原市厚崎公民館	那須塩原市上厚崎500-1	県北環境森林事務所
6月30日(火) 午後1時30分から	市貝町役場	市貝町市塙1280	県東環境森林事務所
7月1日(水) 午前9時30分から	佐野市田沼中央公民館	佐野市戸奈良1-1	県南環境森林事務所
7月2日(木) 午前9時30分から	佐野市田沼中央公民館	佐野市戸奈良1-1	県南環境森林事務所
7月3日(金) 午前9時30分から	那須塩原市ハロープラザ	那須塩原市関谷1266-1	県北環境森林事務所
7月7日(火) 午後1時から	鹿沼市北押原コミュニティセンター	鹿沼市樅山町162-2	県西環境森林事務所
7月9日(木) 午前9時30分から	足利市民会館	足利市有楽町837	県南環境森林事務所
7月9日(木) 午後1時から	鹿沼市北押原コミュニティセンター	鹿沼市樅山町162-2	県西環境森林事務所
7月10日(金) 午前9時30分から	足利市民会館	足利市有楽町837	県南環境森林事務所
7月16日(木) 午前9時30分から	栃木市藤岡遊水地会館	栃木市藤岡町藤岡1788	県南環境森林事務所
7月16日(木) 午後1時から	鹿沼市栗野コミュニティセンター	鹿沼市口栗野1780	県西環境森林事務所
7月22日(水) 午後1時から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	県西環境森林事務所
7月23日(木) 午前9時30分から	小山市広域保健衛生組合	小山市塩沢604	県南環境森林事務所
7月24日(金) 午前9時30分から	小山市広域保健衛生組合	小山市塩沢604	県南環境森林事務所
7月25日(土) 午前9時から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	県西環境森林事務所

7月28日(火) 午前9時30分から	栃木市国府公民館	栃木市惣社町228-1	県南環境森林事務所
7月29日(水) 午前9時30分から	栃木市国府公民館	栃木市惣社町228-1	県南環境森林事務所
7月30日(木) 午前9時30分から	栃木市国府公民館	栃木市惣社町228-1	県南環境森林事務所
8月30日(日) 午前9時30分から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
9月13日(日) 午後1時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地15-1	県東環境森林事務所

3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力についての適性検査 2 聴力についての適性検査 3 運動能力についての適性検査
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 鳥獣の保護管理

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(3) 住民票の写し

(4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し

(5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの)

ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イに該当する者を除く。)

5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

7 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に2,900円分の栃木県収入証紙を貼付すること。

8 その他

(1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒(宛先を

明記し、82円切手を貼付したものを同封すること。

- (2) この適性検査及び講習についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

(自然環境課)

○栃木県労働委員会委員候補者の推薦

栃木県労働委員会の現委員の任期は、平成27年7月21日をもって満了となるので、次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり使用者委員候補者又は労働者委員候補者の推薦を求める。

平成27年4月24日

栃木県知事 福田 富一

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する使用者団体で、労働問題に関する事務をその業務の主要な部分とするものとする。
- (2) 労働者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する労働組合で、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）を受け、これらの規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明を受けたものとする。

2 推薦される者の資格

使用者委員候補者又は労働者委員候補者に推薦された者が次に掲げる者であるときは、栃木県労働委員会の委員になることができず、又は制限される。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国会法（昭和22年法律第79号）、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の規定によって兼職禁止の制限を受ける者

3 推薦期間

平成27年5月8日（金）から同年6月8日（月）まで

4 推薦方法

- (1) 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。
- (2) 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、当該推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明書を添えて推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。

5 その他

- (1) 推薦する使用者委員候補者及び労働者委員候補者の数に制限はありません。
- (2) 使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦書の用紙は、労働政策課又は各労政事務所に準備してあります。
- (3) 推薦手続に関し不明な点については労働政策課又は各労政事務所に、労働組合の資格審査については栃木県労働委員会事務局にそれぞれ問い合わせてください。

(問合せ先)

労働政策課	電話028-623-3217	宇都宮労政事務所	電話028-626-3053
小山労政事務所	電話0285-22-4032	大田原労政事務所	電話0287-22-4158
足利労政事務所	電話0284-41-1241	労働委員会事務局	電話028-623-3337

(労働政策課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日	
国分寺 土地改良区	理 事	大越 秀敏		下野市小金井2875	27. 3 .31		
	〃	江田 博通		〃 〃 2262- 2	〃		
	〃	山田 精一		〃 川中子295- 1	〃		
	〃	山田 博美		〃 〃 3329-21	〃		
	〃	白石 文雄		〃 〃 2600- 1	〃		
	〃	前原 泰雅		〃 国分寺78	〃		
	〃	阿久津 武		壬生町大字藤井133- 1	〃		
	〃	岡本 鉄男	岡本 鉄男	下野市小金井 2- 3- 8	〃	27. 4 . 1	
	〃	大越 一雄	大越 一雄	〃 笹原295-11	〃	〃	
	〃	大橋 一男	大橋 一男	〃 川中子1533- 1	〃	〃	
	〃	若林 信夫	若林 信夫	〃 箕輪854- 1	〃	〃	
	〃	山口 芳弥	山口 芳弥	小山市大字南半田1930- 1	〃	〃	
	〃	小林 正明	小林 正明	〃 〃 470- 1	〃	〃	
	〃	前原 隆	前原 隆	下野市橋本646	〃	〃	
	〃	福田 源市	福田 源市	〃 国分寺2018-16	〃	〃	
	〃	稲葉 昇	稲葉 昇	〃 川中子3158	〃	〃	
	〃	出口 英男	出口 英男	〃 柴1432-15	〃	〃	
	〃		吉田 力雄	〃 小金井2903		〃	
	〃		江田 明彦	〃 〃 1840		〃	
	〃		永井 利明	〃 川中子352- 2		〃	
	〃		青木 隆	〃 〃 94- 1		〃	
	〃		伊沢 隆之	〃 〃 2580		〃	
	〃		白石 保夫	〃 柴402		〃	
	〃		柏木 健一	〃 箕輪582		〃	
	〃	監 事	横井 肇		〃 国分寺1168- 2	27. 3 .31	
	〃	〃	田村 悦男	田村 悦男	〃 川中子1261- 1	〃	27. 4 . 1
〃	〃	諏訪 光義	諏訪 光義	〃 柴88-22	〃	〃	
〃	〃		近藤 清	〃 国分寺525		〃	
黒羽 土地改良区	理 事	佐藤 威夫		大田原市堀之内482	27. 3 .31		
	〃	黒田 博		〃 蜂巢73- 1	〃		
	〃	五十嵐清市		〃 中野内237	〃		
	〃	青山 甲		〃 河原678	〃		
	〃	佐藤 章二		〃 大豆田125	〃		

理 事	小室 正善		大田原市堀之内293- 5	27. 3 .31	
〃	伊藤 勝男		〃 両郷498	〃	
〃	黒澤 昭治		〃 北滝636	〃	
〃	後藤 肇	後藤 肇	〃 桧木沢284	〃	27. 4 . 1
〃	安藤 和義	安藤 和義	〃 片田1169	〃	〃
〃	小室 徳宝	小室 徳宝	〃 大輪87	〃	〃
〃	鈴木 隆	鈴木 隆	〃 中野内1107	〃	〃
〃	磯 和昭	磯 和昭	〃 蜂巢739	〃	〃
〃		田代 稔	〃 北野上586		〃
〃		高尾 嘉彦	〃 余瀬532		〃
〃		狸塚 国昭	〃 寺宿149		〃
〃		石川 文男	〃 河原393		〃
〃		高橋 孝三	〃 大豆田392- 1		〃
〃		印南 恵一	〃 北野上1635		〃
〃		伊藤 栄作	〃 両郷605		〃
〃		川上 康男	〃 北滝818		〃
監 事	木曾 昭孝		〃 蜂巢488- 2	27. 3 .31	
〃	狸塚 国昭		〃 寺宿149	〃	
〃	齋藤 正彦	齋藤 正彦	〃 北滝524	〃	27. 4 . 1
〃		黒田 弘明	〃 黒羽向町869- 7		〃
〃		菊池 正美	〃 中野内182		〃

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
藤 沢 用 水 土 地 改 良 区 連 合	理 事	加藤 健一		大田原市藤沢169-16	27. 3 .31	
	〃	金澤 重雄		〃 〃 211- 2	〃	
	〃	齋藤 勝男		〃 福原1743- 2	〃	
	〃	白井 慶二		〃 〃 1594- 4	〃	
	〃	石崎 勝衛	石崎 勝衛	〃 佐久山4364- 6	〃	27. 4 . 1
	〃	松本 紘雄	松本 紘雄	〃 〃 2602	〃	〃
	〃	加藤 茂	加藤 茂	〃 藤沢70	〃	〃
	〃	玉村 徳行	玉村 徳行	〃 〃 436- 4	〃	〃

	理 事	中村美智夫	中村美智夫	大田原市藤沢103- 7	27. 3 .31	27. 4 . 1
	〃	橋本 憲雄	橋本 憲雄	〃 〃 18	〃	〃
	〃	阿久津 茂	阿久津 茂	〃 福原1947	〃	〃
	〃	大森 武	大森 武	那須郡那珂川町芳井110	〃	〃
	〃	大森 信世	大森 信世	〃 〃 〃 256- 5	〃	〃
	〃	佐々木 功	佐々木 功	〃 〃 薬利594	〃	〃
	〃	高村 泰正	高村 泰正	〃 〃 〃 743	〃	〃
	〃		角田 昌男	大田原市佐久山3403		〃
	〃		石崎 昭二	〃 大神554- 2		〃
	〃		中野 国男	〃 福原1727- 3		〃
	〃		船山 敏之	〃 〃 1494		〃
	監 事	高橋 秀吉		〃 藤沢381	27. 3 .31	
	〃	宇田 幸雄		〃 〃 107- 8	〃	
	〃	中野 国男		〃 福原1727- 3	〃	
	〃		白井 慶二	〃 〃 1594- 4		27. 4 . 1
	〃		金澤 重雄	〃 藤沢211- 2		〃
	〃		田口 浩一	〃 〃 54		〃
那須野ヶ原 土地改良区 連 合	理 事	熊倉 信一		大田原市奥沢176	27. 3 .31	
	〃	小山田秀男		〃 小滝1648	〃	
	〃	磯尾 義親		〃 湯津上2940- 2	〃	
	〃	菊地 良作		〃 蛭田1198	〃	
	〃		神立 和男	〃 奥沢159- 1		27. 4 . 1
	〃		田代 清作	〃 小滝498		〃
	〃		秋本 則夫	〃 蛭畑788		〃
	〃		石山 俊夫	〃 蛭田1974- 5		〃
	監 事	蛭田 衛		〃 新宿601	27. 3 .31	
	〃		蜂巢 耕平	〃 蛭田1001		27. 4 . 1

(農地整備課)

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業地域
宇都宮市、さくら市、那須烏山市、高根沢町、市貝町、芳賀町

3 作業期間

平成27年4月27日から平成28年3月31日まで

○公共測量の終了

平成26年6月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通大臣から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（国土調査補助基準点測量）

2 作業地域

佐野市

3 作業期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで

○公共測量の終了

平成26年11月28日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、塩谷町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

2 作業地域

塩谷町

3 作業期間

平成26年11月5日から平成27年3月20日まで

○公共測量の終了

平成26年11月18日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、壬生町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

2 作業地域

壬生町

3 作業期間

平成26年10月27日から平成27年3月10日まで

(監理課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	変 更 後 の 売 り さ ば き 場 所	変 更 前 の 売 り さ ば き 場 所	氏 名 又 は 名 称
平成27年 4月17日	壬生町通町12-22 壬生町住民課	壬生町通町12-22 壬生町町民生活課	壬生町

(会計局会計管理課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会告示第5号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成28年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成27年 4月24日

栃木県教育委員会

平成28年度栃木県立中学校入学者選考要項

平成28年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することができる者は、保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）とともに県内に居住する者又は入学時に居住見込みの者で、平成28年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校（以下「小学校」という。）を卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが6割を超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかが4割に満たない場合は、この限りでない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校 105名

栃木県立佐野高等学校附属中学校 105名

栃木県立矢板東高等学校附属中学校 70名

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

(1) 方法

入学志願者は、入学願書、在学している小学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校の校長に提出するものとする。

(2) 期間

平成27年11月30日（月）から同年12月3日（木）まで

5 入学者の選考

(1) 方法

適性検査、作文及び面接の結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6年間の中高一貫教育で学ぶ意欲、適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

(2) 日程

適性検査、作文及び面接の実施 平成28年1月9日（土）

栃木県教育委員会告示第6号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第5号）第8条の規定により平成28年度栃木県立高等学校入学者選抜要項を

定めたので、次のとおり公示する。

平成27年4月24日

栃木県教育委員会

平成28年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

平成28年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 全日制課程及び定時制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することができる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者
- (2) 平成28年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は平成28年3月31日までに該当する見込みの者

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制、定時制の各課程ごとに1校1学科（系・科）に限り出願するものとする。ただし、第2志望、第3志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については平成28年2月19日（金）及び同月22日（月）とし、定時制課程については同年3月11日（金）、同月14日（月）及び同月15日（火）とする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を平成28年2月24日（水）及び同月25日（木）に、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先の高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出するものとする。ただし、中学校を卒業後5年以上経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校に提出するものとする。
- (5) 中学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制、定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者（平成28年4月1日現在）については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については平成28年3月7日（月）、定時制課程については同月17日（木）とする。
- (3) 全日制課程については、別に定める学校・学科（系・科）において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科（系・科）において実施する。

6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については平成28年3月11日（金）、定時制課程については同月23日（水）

とする。

8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することができる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者とする。

(2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科（系・科）の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科（系・科）ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科は50パーセント程度とし、中高一貫教育に係る併設型高等学校は募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員とする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

(3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月1日（月）及び同月2日（火）とする。

(4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するもののうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査（高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。）のうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、平成28年2月8日（月）及び同月9日（火）とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、平成28年2月8日（月）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書等及び面接の結果並びに各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文、学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、平成28年2月15日（月）とする。

9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

(2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、募集定員の50パーセントを上限とする。

(3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月24日（水）及び同月25日（木）とする。

(4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。

イ フレックス特別選抜の期日は、平成28年3月7日（月）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年3月11日（金）とする。

10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。

11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜

海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

第2 通信制課程について

1 入学志願資格

入学を志願することができる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (2) 平成28年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成28年3月31日までに該当する見込みの者

2 出願

出願に要する書類の提出期間は、平成28年3月11日（金）、同月14日（月）から同月18日（金）まで及び同月22日（火）から同月24日（木）までとする。

3 面接等

- (1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。
- (2) 面接の期日は、平成28年3月20日（日）又は同月25日（金）のいずれかとする。

4 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者は、除くものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料として行うものとする。

5 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年3月28日（月）とする。

（学校教育課）

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年4月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 パトカー動態表示システム車載装置 24式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成27年10月1日から平成34年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県警察本部及び県内各警察署に配置の警察車両

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類C電気器具、カメラ類2通信機器、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年6月22日から同月25日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110 (内2246)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成27年4月24日から同年6月16日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年6月22日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成27年6月25日午後1時30分 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 参加資格書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成27年4月24日から同年6月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 確認結果の通知 平成27年6月18日までに郵送する。

4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付するパトカー動態表示システム車載装置仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
ア 技術審査 栃木県警察本部地域部通信指令課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付するパトカー動態表示システム車載装置仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Police car dynamic state display system in-vehicle equipment 24 set
- (2) Time and Date of bidding:
5:00 p.m., June 22, 2015
- (3) Information is available at:

Treasurer Section,
Finance Division,
Department of Police Administration,
Tochigi Police Headquarters
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL. 028-621-0110 (extension2246)

(警察本部会計課)